

CONTENTS

TOP PAGE 1

◆子どもの権利条約フォーラム2000
in 群馬 大盛況!!

CLOSE-UP 2

◆少年法「改正」法が通過して
……今後わたしたちは何をすべきか

海外のうごき 3

◆国連 子どもの権利委員会
「子どもに対する国家の暴力」
について勧告を採択

BOOK GUIDE 3

シンポジウムレポート① 4

◆21世紀の選挙は18歳から!!
「シンポジウム若者の政治参加を
目指して～選挙権年齢の引き下
げを考える」～国会議員からの
熱いエール

シンポジウムレポート② 5

◆ユニセフ国際シンポジウム「子
どもたちの20世紀」に参加して
◆チルドレンズ・エクスプレスと
のこれから～JUCEE (日米コミ
ュニティ・エクスチェンジ)
プログラム参加報告～

特集・イベント報告 6

◆子どもの権利条約フォーラム2000
in 群馬報告

2000年度第2期学習講座のお知らせ 8

運営委員会だより 8



子どもの権利条約フォーラム2000 in 群馬、 大盛況!! (11/25, 26 於・高崎中央公民館及び集会ホール)

今まで東京・大阪・福岡といった、いわゆる大都市でしか開催されてこなかった子どもの権利条約フォーラムが、今年初めて三大都市を離れた地ー群馬ーで開催。事務局となった高崎子ども劇場の方々etc の尽力により、フォーラムは両日とも大盛況でした。以下で、高崎子ども劇場代表の高橋さんに、フォーラム2000を総括して頂きました。(フォーラムの詳細な報告は6-7頁を参照。)

子どもの権利条約フォーラム2000 in 群馬を終えて

高橋 佐紀子 (高崎子ども劇場代表)

群馬県といえば、全国でも指折りの保守王国。男女別学の公立高校の共学化も足踏み状態という土地柄です。この群馬で、子どもの人権を考える全国レベルのフォーラムが開かれたのは画期的なことでした。同時に、県内からの参加者はあるのかという懸念も強くありました。ところが、二日間で延べ680人(うち、県内は450人位)の参加者があつたのです。本当に驚きました。実行委員の地道な呼びかけがこの結果を出したのでしょうか。



フォーラムは両日とも、密度の濃い学習の場となったようで、大成功だったと思います。でも私は、これで終わったという気にはなりません。5回の学習会、二日間のフォーラムを通して考えることが沢山みつかりました。そのことを参加した人、しなかった人と一緒に話し、考え合っていきたいと思います。そういう点でこれから始めていくんだという気持ちでいます。同じ気持ちでいる方、どうぞ実行委員会の群馬事務局までご連絡ください。

(連絡先: TEL/FAX
027-352-6121)



上下とも、一日目・シンポジウム

石井 小夜子（弁護士）

2000年11月28日、「改正」少年法が成立した。子どもの権利条約や少年司法運営に関する国連最低基準規則の方向とは逆の「厳罰化」である。戦後改革の一つであり、子どもの権利保障に関する基本法の一つが、このような形で大きく後退させられたのは、初めてであろう。取り返しのつかない禍根を残すものではないか、との危惧を払拭できないが、これが憲法・教育基本法「改正」の引導にならないため、また状況が変われば取り返せると気を取り直すためにも、ここでは、これからどうするか、を若干書いていこう。

1. NGOの果たすべき役割

まずは、国連子どもの権利委員会への取り組みである。政府はまもなく国連子どもの権利委員会に報告書を出すことになる。わたしたちNGOは、今回の逆の動きをきちんと伝えよう。なにしろ、1996年の政府報告書では、「16歳未満の者については、刑事手続に移行できないこととし、低年齢の少年に対して特に配慮がされている。」「検察官が被告人を弾劾し、その刑事責任を追及するという刑事手続のような対立構造は好ましくなく、関係者の協力を得て、裁判官が直接少年に対し語りかけ、教育的な働きかけを行うことのできる非形式的な審問構造がふさわしい。」と、誇らしく報告していたのである。

2. 付添人の重要性

次に、少年司法の運用の問題がある。「改正」法でも、裁判官の裁量が残されており、今後はこの裁量をいかに理念に沿った運用をさせるか、にかかっている。その意味で、少年司法にかかわる実務家の意識的な運用が期待される。特に、少年のパートナーとしての付添人の役割は今以上に重要になる。現在1.5%しかついてない（少年院送致の場合に限っても3割程度）付添人をより多く増やす工夫と、付添人活動の工夫と努力が求められる。

3. 市民による施行状況の監視

それと同時に、市民的監視が不可欠である。「改正」法付則には、「施行後5年を経過した時点での施行状況を国会に報告、その検討の上で必要があれば法整備等する」旨の見直し規定が入ったからである。更なる厳罰化を目論む附帯決議を見ると、この「見直し」規定を評価することは難しいが、少なくとも、この状況を市民側の視点できちんと把握し、更なる

厳罰化を阻止すると共に、市民側でより良き見直しを提起できるようにするため、監視は不可欠である。もっとも、少年審判は非公開であるゆえ、市民がその実態を知ることが困難である。弁護士や今回反対運動を担ってきた現場関係者の協力を得て、できるだけ事実を集め、集約していきたい。更に、少年をサポートする弁護士外の者が付添人になれるように工夫したり、少年法制により広い市民が入れる方策も手探りしたい。

4. 今、本当に求められていること

少年犯罪は社会の鏡である。必要なのはこの根っ子の改革である。「改正」法提出者自身、少年法が改正されても犯罪は減らないと言い続け、お題目のように、皆がこれに取り組むべきだ、と言う。だが、彼らの考えているそれは、わたしたちが考えていることとは正反対の方向である。「憲法・教育基本法『改正』により、社会全体の規範意識や責任と義務、個と公の関係など新しい日本のあり方をきちんと求めていくこと」と言うのである。冷静な状況の判断をしないと、今後その動きは促進される。また、犯罪に対して身を引いて考えると、「凶悪化」報道に無批判になって、「もはや罰しかないのでは」「被害者のためにはやむを得ないのでは」になってしまう。社会の中で苦悶している少年たちの姿をリアルに受けとめ、これと少年法が本来果たす役割の関係がわかる動きを広げることである。きちんと話し合える機会さえあれば、難しいことではない。その上で何が必要か、知恵を出し合うこと、わたしたち、地域や市民の力で支える方向の動きを作ることだ。これを国に求めると、危ない事態になっている。

5. 子どもたちとともに

最後に自戒を込めて言えば、今回は子どもたちに問題を広げる動きができなかったことである。「改正」法が成立する直前にごく普通の高校二年生たちに講義をしたことがある。講義が終わった瞬間10人以上が集まり、「なぜ僕たちの声を聞いてもらえないのか」「僕たちの声をどうしたら届けられるか」「どうしたら今の状況を変えることができるか」と真剣な問いが相次いだ。こうした声が10代には潜在していたのである。こことどうしたら手を結べるか、これも今後の課題である。

海外の うごき

国連・子どもの権利委員会、 「子どもに対する国家の暴力」について 勧告を採択

平野 裕二 (ARC代表)

子どもの権利委員会、「子どもに対する暴力」の 問題に高い関心

2000年9月22日、国連・子どもの権利委員会第25会期において「子どもに対する国家の暴力」をテーマとする一般的討議が開催された。これは、通常の報告審査とは異なり、特定のテーマについて条約の解釈を深めたり必要な措置を特定したりする目的で、おおむね年に1回、委員会が開催しているものである（今回が9回目）。

子どもの権利委員会は、今年と来年（2001年）の2回の一般的討議を「子どもに対する暴力」の問題に割くことを決定している。委員会がこの問題に高い関心を払っていることの表れである。今回は次の2つの問題に焦点が当てられた。

- (1) 国のケアを受けている子どもの不当な取扱い、虐待および放任（児童福祉施設等における暴力など）
- (2) 「法と公の秩序」上の関心の文脈における、子どもに対する暴力（警察官による暴力、少年矯正施設等における暴力など）

施設における暴力に関する監視／苦情申し立て機構 について～勧告内容～

来年は、学校と家庭のそれぞれの場面における暴力が取り上げられる予定である。

関連の国際機関、NGO、専門家等が参加した討議の結果をもとに、第25会期の最終日である10月6日、委員会は36項目からなる詳細な勧告を採択した（勧告の日本語訳全文、および議論の経過を含む詳しい解説は、子どもの人権連『いんぷおめーしょん』第70号＝2000年10月号＝参照）。

とりわけ注目されるのは、施設における暴力に関する監視および苦情申立てのための機構に関して、かなり詳細な勧告が行なわれたことである。

1. 監視機構

まず監視機構については、次のような要件を備えることが求められた。

- (i) 警察署や民間施設を含むあらゆる施設の設備・記録に全面的にアクセスできること
- (ii) 抜き打ちの訪問や子ども・職員との秘密の話し合いが認められること
- (iii) 設備やサービスの状態のみならず「子どもおよびその発達の状態および環境」を監視すること

2. 苦情申立て

苦情申立てに関しては、子どもやその家族による苦情

のみならず、施設職員やNGOによる通報・苦情申立てが想定されるとともに、「とくに子ども自身および職員を対象として報復からの適切な保護を提供すること」の必要性が強調されている。さらに、職員に対して施設内暴力等の通報義務を課すことも求められた。

このような苦情申立て機構の立案にあたっては子ども参加が保障されなければならない、またその存在と運用について子どもに十分な情報が提供されなければならない。「障害児、言語的能力の異なる子ども等のニーズ」も含む子どもの特別なニーズを考慮することも求められる。また、暴力の被害を受けた子どもを対象とするホットライン等も整備されるべきである。

このような苦情に対しては、独立した立場から徹底的な調査が行なわれ、暴力の加害者に対して「それが相当な場合には解雇および刑事告発の対象とされること」を含む適切な処分が科され、調査に関する報告書が公開・周知されなければならない。

日本の課題

このように、児童福祉施設における暴力について国連レベルで初めてまとまった勧告が出された意義はきわめて大きいといえよう。日本でも児童養護施設を中心として児童福祉施設における子どもへの暴力がときどき発覚しており、なかには刑事事件に発展したものもある（たとえばエイデル研究所『季刊子どもの権利条約』第8号参照）。今回の委員会の勧告を踏まえ、第三者機関の整備、施設に対する支援の強化など、施設における子どもに対する暴力を防止するためにいっそうの措置をとることが求められる。

BOOK GUIDE <4>

『子どもによる子どものための「子どもの権利条約」』

著者：小口尚子、福岡鮎美

協力：アムネスティ・インターナショナル日本支部
谷川俊太郎

（小学館、1995年、1428円）

中学生の女の子二人が、子どもの権利条約を話し言葉のような口調で翻訳したものです。

アムネスティ日本支部の主催した、「子どもの権利条約翻訳・創作コンテスト」で最優秀賞を受賞した作品。子どもの権利条約を全く知らない人が、「とにかく条約の中身を知ろう！」というときにどうぞ。写真もたくさん入っていて、きれいな本です。



シンポジウム

レポート①

21世紀の選挙は18歳から!!

「シンポジウム若者の政治参加を目指して ～選挙権年齢の引き下げを考える～」

～国会議員からの熱いエール～

大友 新 (Rights代表・大学生)

■Rights(ライツ)とは？

～政治を若者や子どもの世界に引っ張る原動力を目指して～

私たちRights(ライツ)は、未来を長く生きるものは未来の選択に対してより大きな責任をとる主張の下今年の5月30日に結成したグループです。メンバーの構成は、主に大学生が多いですが、社会人や高校生ももちろんいてわいわい楽しくやっています。人数は今現在では会員約120名で、その中から幹事として12名が主な運営をしています。その運営に携わっているメンバーの年齢は、下は18歳から上は28歳までと幅が広く、世間話の時ではジェネレーションギャップを感じながらもいろんな花を咲かせています。さて、そんなRightsが目指しているのは選挙権の年齢を今の20歳以上から18歳以上に引き下げの実現です。



■国会議員はどう考えている？

～選挙権・被選挙権の年齢の引き下げは必要～

その活動主旨の下、私たちは11月15日(水)に代々木の国立青少年センターで、「若者の政治参加を目指して ～選挙権年齢引き下げを考える～」というイベントを企画しました。パネリストとして主要6政党から国会議員(下村博文(自民)、枝野幸男(民主)、高木陽介(公明)、武山百合子(自由)、春名直章(共産)、保坂展人(社民))が集い、会場に詰め掛けたたくさんの若者達の前で活発な議論が交わされました。主な議論は①各世代間の格差をどう考えるか、②日本の政治教育についてどう考えるか、③選挙権年齢の引き下げ、被選挙権年齢の引き下げの賛否とその理由の3つに焦点があたりました。

①各世代間の格差をどう考えるか

世代間の格差については各世代の中で10代、20代の若者達や子ども達は今後目の前に迫っている少子高齢社会の中で、他の世代よりもより多くの経済的負担を始めとした様々な負担をしていくことは避けられないが、残りのわずかな人だけの意志に基づいた政策決定についてはNO!と言わなければならないこと。それを止められるのも若い世代だけだと

いうことが挙げられました。

②政治教育について

いかなる教育においても中立ということはある得ないということ。その点を踏まえながら新たなシステム作りが必要とされるが、学校という環境には、生徒が自分であらゆる物事を自由に考え、自主性をもって決めていけるきっかけを作る必要があるということが挙げられました。

③選挙権・被選挙権年齢の引き下げの賛否とその理由

選挙権・被選挙権の年齢の引き下げについては、世界の流れということもあって選挙権・被選挙権も同年齢の18歳以上に引き下げると意見がほとんどでした。中には選挙権をちょうど義務教育終了時点の15歳以上に引き下げるといった意見もありました。また民法や少年法の成人年齢規定(20歳以上)の引き下げと同時に引き下げるかまたは同時にというのはおかしな議論で、別に連動させる事なく引き下げは可能だということで多少の意見の違いが見られました。

■あとは声をあげて行こう!

～一人の問いかけから一億人の共感へ

では、その実現のためには何が必要なのか。やはり若い世代が選挙権年齢の引き下げを求める声をあげることです。そしてその求める声とは、未来を長く生きる若い世代が選挙の際に投票に行くのがいかに大切なのか、自分の未来に待ち構えている事実に対して直視するのがいかに大切なのかということを、家族や友人や教師など自分の身近にいる人たちに問いかけ、議論するということです。私たちライツは選挙権年齢の引き下げを求める全国キャンペーンを通じて、一人一人から得られる共感を一億人の共感へつなげて行きます。そういった共感が若い世代から他の世代へとつなぐ掛け橋になります、また次の時代へと進む掛け橋にもなります。その共感という名の掛け橋が実現への近道と確信してこれから取り組んでいきます。

Rightsホームページ

<http://www2.nyanboo.com/rights/>



シンポジウム

レポート②

ユニセフ国際シンポジウム

「子どもたちの20世紀」

(2000年11月20日 日本教育会館一ツ橋ホール)

に参加して

赤池 悦子 (子どもの権利条約ネットワーク運営委員)

20世紀に人類は二度の大きな戦争を経験しました。その経験の中から子どもの権利条約が生まれてくるまでの経緯についてヴィティット・ムンターボーン氏の基調講演があり、その後、毛利子来、アグネス・チャン、東郷良尚各氏を交えてパネルディスカッションに移り、子どもたちの現状に関して意見交換が行われました。

今子どもの置かれている状況についての報告は、条約ができたからといって子どもの人権が必ずしも大切にはされていないことを物語っています。ティモールでは内戦によって、多くの子どもが多面的に被害をこうむっています。親の死亡による家庭崩壊、食糧不足、貧困、教育、兵士として戦いに借り出されることによる死亡、怪我。数え上げたらきりがありません。多国間の戦争と異なり、内戦では生活の場が戦場になってしまうため、子どもはより多くの場面で傷ついてしまうのです。

毛利氏は日本の子どもの現状を小児科医の立場で報告したのですが、開口一番、この場に子どものパネラーがいないことにクレームをつけました。子どもの問題を話し合うのに子どもがいないのはおかしいというもっともな主張です。

ユニセフは生存、発達、保護、参加の4つを柱に援助を行っているのですが、現状では始めの3つの問題が重過ぎて、参加の保証はないがしろにされがちなのだそうです。本当はそのすべての場面で子どもの意見を聞くことが大切なのだと思うのですが、現実には厳しいでしょう。

暗い話の多い中、権利条約を2ヶ国を除く世界中の国が批准したことによって、各国が同じベースに立って子どもの権利をとらえるようになり、法律を作る上でも、行動をする上でもやりやすくなったという明るい話もありました。

基調講演

ヴィティット・ムンターボーン

(タイ、チュラロンコン大学教授)

パネリスト

毛利 子来 (小児科医)

アグネス・チャン (日本ユニセフ協会大使)

東郷 良尚 (日本ユニセフ協会専務理事)

チルドレンズ・エクスプレスとのこれから

～JUCEE (日米コミュニティ・エクスチェンジ) プログラム参加報告～

林 大介 (子どもの権利条約ネットワーク事務局次長)

子どもの権利条約ネットワーク (以下、CRCネット) は、子どもによる国際的なメディアであるチルドレンズ・エクスプレス (以下、CE) と昨年からの交流を続けています。

こうしたCRCネットとCEの交流のきっかけは、日米コミュニティ・エクスチェンジ (以下、JUCEE) のプログラム「日米市民活動リンクス (以下、FCP)」にあります。FCPは市民社会の発展・促進に向けて、日本と米国のNPOセクターの関係の強化を図ることを目的に、日米の団体同士の連携を支援・促進するために1998年に作られたプログラムで、第1回プログラムにはCRCネットを含め日本から5団体、米国から3団体が参加しています。3ヶ月の米国における日本側参加者のフェローシップ (1999年7月～10月に実施)、その後の日本での共同プロジェクトを経て、2年目にあたる現在、それぞれのパートナー団体がさらに大きなコラボレーションに取り組んでいます。

そうした中、このFCPにおける取り組みの経過と成果について報告するイベントが、10月30日と11月1日に、アメリカのオークランド (CA) とワシントンDCで行われました。CRCネットからは、CEとの交流を担当している安部と、事務局から林が参加し、報告を行ってきました。

報告会に参加して今後の課題として強く感じたこと

は、「今回の交流をいかにして次につなげていくか」です。今後のあり方については、報告会終了後の11月2日に、CE本部 (ワシントンDC) で行いました。

そこで話し合われた内容は、「CEからの記事提供をうけてCRCネットのニュースレターに掲載する/CEの取材活動に協力するなど、CE東京支局の活動を促進するための活動を行う」「CRCネットの学習講座などをCEが取材し、その原稿をCEが配信することで、CRCネットの活動を社会にPRする」というもので、具体的にどのような取り組みができるか、というところまで深く話し合いを行いました。

来年1月のMOU更新問題も含めて、これからのCRCネットとCEのコラボレーションのあり方についてさらに検討していくことが必要であり、運営委員会で検討していく予定です。これまでのコラボレーションも含め、今後のあり方についてのご意見・ご提案などがありましたら、事務局までお願いします。

子どもの権利条約ネットワーク事務局

TEL03-3433-7990 FAX03-3433-7369

(月・金 13:00～18:00)

子どもアクション広場

「権利と責任・女の子と男の子」報告

報告：吉田 雪絵

(17歳・子どもの権利条約ネットワーク運営委員)

私達子どもが権利をつかうために、最低限やらなくてはならないことはなんだろう？

大人にもたくさんの権利が保障されています。でも自分の権利を守るために、たくさんの義務・責任を果たしています。子どもも同じように、自分達の権利を守るために必要な責任を考えました。

例えば、「自分の好きな授業を受けられる」についてです。はたさなくてはならない責任は、授業中は静かにする。と、小学生の女の子が答えました。自分の好きなことをやらせてもらうには迷惑になることはしてはいけないと思ったそうです。

また、何をしてもお互いのことを尊重しあうべきだと思います。自分の権利を主張することは良いことだけれど、誰かの権利を侵害することは絶対にしてはいけないことではないでしょうか。だから自分の権利を大切にすると共に、周りの人たちの権利もたいせつにするべきだと思います。

後半の女性と男性の問題では、異性との間で勘違いしていたことや、分からなかったことが確認しあえる場所になってよかったと思います。

このアクション広場のように、子どもたちが言いたい事を素直に言える場所があらゆるところに必要なのではないかと感じました。子どもたちの日常の中でそんな居場所ができるといいなと思いました。



1日目・子どもアクション広場

参加した子どもたちからの感想

☆林田 創太 (15歳)

まだまだ何もかも足りなすぎる。まず、初日の子どもアクション広場。まあ多少は交流があったと感じていますが!! 1泊だけ(2日分)なんてあまりに短すぎるよ。そのためにあせてしまって、[私は利己主義で、できるだけ多くの、無駄を省いた行動をしたいし、多くの団体の確実な情報をとりたかった、たくさんの人と友達をつくりたかった。]ただひたすらあわてて、あちこち見たり、人と話したりしました。今回は一人一人を全然大事にしていない。仕事としてビジネスっぽくやっているようにしかくまだ思えない。こんなフォーラムじゃ、群馬県の人たちは、高崎市民を対象にしたぐらいでいいはず!! でも2日目から味が出てきて、とても具体的で内容の濃いフォーラムと感じました。でも先が読めない。いくらでも良くなり、成長できる感じである。(このフォーラム、団体など全体すべてが)

☆柳田 正芳 (17歳)

・フォーラムには今年初めて参加しました。過去に参加したことのある人からは「面白いよ」と聞いていたので楽しみにしていました。

会場には大人も子どもも沢山の人がきていて、「こんなにも多くの人が子どもや子どもの権利について関心を持っているのだから」と改めて思いました。

参加者にも分科会の企画者にも色々な考え方を持っている人がいて、そういう人達と話をすることで、たくさんの新しい発見があり、よい勉強になりました。ありがとうございました。

☆佐野 孝明 (16歳)

子どもアクション広場ではグループごとに別れて権利について権利カードを使って話した。東京シューレの人と同じグループに入って、本当に世の中はいろいろな人がいると思った。権利カードって何?と思って参加したけれども結局理解できなかった。

二日目の分科会には午前中はいろいろなところを回り、午後には第5分科会に参加しました。そこでは「川崎市子どもの権利に関する条例」についての話や「川崎子ども・夢・共和国」についての話がありました。その「川崎子ども・夢・共和国」からの話のとき、僕も前に出て「夢・共」ってこういうところですよ、と興味を持ってもらえてとてもうれしかったです。

・二日間を通して思い直してみると、すごい「実」のつまった時間でした。これからいろいろな所に(日常生活にも)生かしていきたいと思いました。

☆田森 紀士 (16歳)

1日目は子どもだけに(?)「子どもアクション広場」へ参加しました。まず肩の力を抜くためのゲーム、その後本題①の「責任と権利」という事で話し合いました。「またイキナリ難しいことから入るなあ〜」なんて思っていると、なにやら紙と力

シンポジウム「自分らしく生きる権利とはー

今、子どもの居場所を考える」報告

報告：藤木 武夫(子どもの権利条約ネットワーク運営委員)

■子どもと大人の「居場所」をめぐる

重い問いかけと白熱した議論の場

シンポジウムはこれまでになく「重い問いかけ」と、時間が過ぎるのも忘れるほど白熱した議論の場でした。

パネラーの石川憲彦氏(児童精神科医)は最初に「子どもの権利条約はどうもひっかかるところがある」と発言され、中でも「自己決定権」「自己実現」という言葉は「やばい」状況のときに出てくるものだ指摘されました。また「子どもの居場所だけでいいんだろうか?大人自身の居場所こそ必要なのではないか」とも問題提起されました。「川崎市子どもの権利に関する条例」第14条の「自分に関することを年齢と成熟に応じて決める」という項目についても石川氏は鋭く切り込みました。12歳の子どもの出産したいと言った時、障害のある二人が結婚したいと言った時、大人たちはどうしたか?――まさに成熟していないとして、年齢が若いとしてほとんどが否定したのです。でも、ほんとうに愛し合っていたら、それこそ子どもの自己決定権そのものではなかったのだろうか?結局は大人が納得できる合理性と欧米中心の考えでしかなかったんじゃないかと論じていました。

喜多明人氏(早稲田大学)はこれに対して「石川氏の発言はとても重いものがある」として真摯にこの問いに答えなければならぬと発言し、討論を盛り上げました。そして若者の発言を聞いて「大人でも子どもでもない世代のいらいだちも忘れてはならない大事な問題だ」と違った視点から新たな問題を提起しました。

そのほかにも、10代や20代の若者から、自分の引きこもりや学校生活の経験から、鋭くかつ厳しい発言があり、他のパネラーや聴衆に大きな反響を呼びました。

不登校や引きこもりの子どもたちとかかわっている山口実氏(バスの会代表)は試行錯誤してきた自分の人生から得た貴重な経験が語られた。

唯一行政・教育の立場から参加した片山哲也氏(群馬県生涯学習課教育係長)は、キャンプや学校現場での出会いの大切さについて語ってくれました。

今回のシンポジウムは、石川憲彦氏と若者の参加があって、これまでの、どちらかと言うと仲間内の大人同士の話から、「本音の真剣な、鋭く、重い指摘も含めた」聴き応えのある内容でした。今回、提起された問題について我々は真剣に考え、行動で示していかなければならないと反省させられた一日でした。

ードが。紙には子どもの権利がいくつも書いてあって、カードにはいくつも責任が書いてあって、それを組み合わせていくんだとか。「そんなの小学生だって出来るじゃん！」とか思ってホイホイとカードを並べると、意見がホントにぶつかる、いっつもまにやら口ゲンカ勃発寸前にまで。結局ウチの班は「愛があれば全てよし」に落ち着きました。あの口論は一体……。

休憩はさんで本題②は「女性と男性」。はじめた瞬間から出るわ出るわのイメージ、偏見。でもそれが終わると異性から同性、同性から同性への意見1つ1つについて色々な考えがあり、とても驚きました。軽い一言からあんなに考えさせられるとは……。

2日目午前は第3分科会へ出席しました。中でも不法(超過)滞在のアジアの子ども達にはとても考えさせられました。というよりも、日本での生活や待遇を聞いて「何で日本はこんなに融通がきかないのか、悪い事やって生活している不法滞在者ならゴマンといるだろうに」とかなり切ないかつ感情的になってしまいました。

午後は各地での子どもの権利への行政的取り組みなんかも聞いたりして、あらためてその「パワー」を実感しました。

今回のフォーラムは前回の東京と違って小ぢんまりというか落ち着きのあるというか、でも内容は勝るとも劣らず、面白くて勉強になって、と、とても濃かったと思います。来年の青森(らしい)では雪を溶かすくらいのパワーで、それに参加できるようにがんばりたいです。

第5分科会

「子どもの権利条例の制定をめざして」報告

報告：藤井 幹夫

(子どもの権利条約ネットワーク運営委員)

なぜ条例が必要か、どういった中身にすべきか、などを3人のパネリストを招き、CRCネット副代表の荒牧重人さんのコーディネートで検討がすすめられました。

まず、子どもの権利条例づくりの事務局となっている川崎市教育委員会の山崎信喜さんから、条例をなぜ作るのか、どんなプロセスで作るのかを中心に説明がありました。川崎市は以前から市の方針として人権擁護施策に取り組んできた背景があったそうです。また、川崎は教育を地域で話し合う実績ができていて、条例づくりにも市民、子どもたちが参加して市民ベースで条例の骨子案を作り、市議会へ提出というプロセスで進んでいるそうです。また行政の縦割りを克服することも考慮され、全庁的体制で、川崎に根ざして、市民とともに作ることを理念として取り組んだというお話でした。

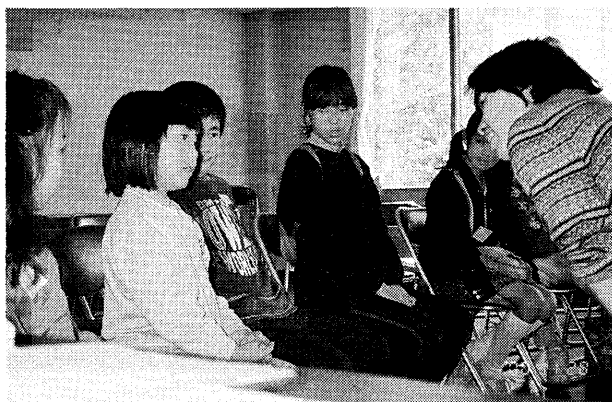
次に、東京都子どもの権利条例の制定を進めるために組織された東京市民フォーラム事務局の塩田三恵子さんから経緯や現状についてお話がありました。東京都では、かつて子どもの権利条例づくりをめざすことが確認されていたのに、徳教育を柱とした石原都知事による「心の東京革命」行動計画が動き出し、子どもの権利保障が危うくなってきたというところで、市民による条例推進の活動が始まったそうです。

また、千葉県で子どもの人権条例制定を推進する協議会設立を呼びかけている米田修さんから、市民による条例推進活動の背景や目標などの説明がありました。千葉では子どもの虐待やわいせつ行為が続発したのに、県の監督機能が十分に働かなかったことを契機に、人権侵害から子どもを救済する第三者機関設置などの条例制定が必要という認識が県民の間に広がりつつあるというお話がありました。

これらの報告を受けて、午後の部では会場全体で意見交換が行われました。

特に、川崎の条例づくりに参加している子どもたちと、会場のおとなたちとの意見交換の場が持てたことがとても有意義だったと思いました。

参加者は全部で20名程度でしたが、充実した意見交換の場が持てました。



2日目・第1分科会 CAPプログラム

子どもの権利条約フォーラム2000in群馬 第10分科会「子どもの権利条約入門」報告

報告：林 大介(子どもの権利条約ネットワーク)

第10分科会は、「子どもの権利条約」を「子ども」「権利」「条約」の3つに分けて話し合い、最後に権利条約全体を深める、という形で行われました。

午前中は、各地でワークショップを行っている福田紀子さんをファシリテーターに迎え、「子ども」と「権利」について、ワークショップ形式で深めました。印象的だったのは、インドネシアの少年兵とアフリカの避難民の子どもたちの写真が配られ、「写真に写っている子どもが欲している『権利』」についてブレインストーミングを行った時のこと。ブレインストーミングを行ううちに参加者から「日本の子どもを紹介するとするとどんな写真にするのだろうか」という意見が出ました。そこで日本の子どもについてブレインストーミングをしてみると、「日の丸のハチマキをしている塾の子ども=遊ぶ権利・休む権利を欲している」「コンビニの前にたむろしている子ども=居場所を欲している」「排気ガスにさらされて通学している子ども=きれいな環境を欲している」など多くの意見が出て、日本の子どもも実は権利が十分に保障されていない、ということがイメージできるようになり、「子どもの権利」が身近なものであるということに参加者自らの問いかけを通して感じることができたのです。

午後は前半のワークショップをうけ、参加者それぞれが感じたことを出し合い、「条約」に対する理解を深めるためのディスカッションを行いました。参加者からの「発展途上国の子どもはイメージできるが、先進国の子どもはどのような権利侵害を受けているのか?」「条約ができた背景は?」「条約を批准したことでのどのような変化があったのか?」「権利条約をどのように広めていけばいいのか?」といった質問に対し、広沢明さん(群馬育英短期大学教授)がやわらかい口調で権利条約の歴史的背景、'条約'と'宣言'の違い、条約批准を受けての日本国内の変化などを解説。とっつきにくい「条約」というイメージが崩れたように感じました。



2日目・第4分科会 耳を傾け、共に語ろう

子どもの権利条約ネットワーク主催 2000年度第2期学習講座

「子どもの権利条約」は国内外を通じた子どもの権利保障の約束であり、条約の実施は国連子どもの権利委員会で審査されています。しかし残念ながら世界では、さまざまな場面で子どもの権利が侵害されており、その背景は日本に住む私たちとも無縁ではありません。

今回の2000年度第2期学習講座では、世界の子どもをめぐる課題を、家庭・地域・学校・施設などでどのように理解し、活かし、共有するかを考え、ディスカッションする場にするとともに、そのことを通じて日本における子どもの課題をも浮き彫りにしたいと思っています。

開催日時

2月2日(金)、9日(金)、15日(木)、23日(金)
18:30~21:00 (受付18:15~)

参加費 (各回共通)

一般 おとな: 1000円 子ども: 500円

会員 おとな: 800円 子ども: 無料

※ 事前申し込みは会員料金となります

会場

国立オリンピック記念青少年総合センター・センター棟

プログラム

第1回 2/2 (金) センター棟306号室

「子どもの性的搾取・性虐待をなくすために
～横浜国際会議にむけて～」

講師: 坪井真規子さん (エクパット・ジャパン・関西)

第2回 2/9 (金) センター棟306号室

「権利条約入門ワークショップ 世界の子どもから学ぶ権利」
ファシリテーター: 甲斐田万智子さん

(国際子ども権利センター副代表)

第3回 2/15 (木) センター棟415号室

「グローバル化で侵害される子どもの権利」

講師: 大河内秀人さん (アユス)

第4回 2/23 (金) センター棟306号室

「子どもの参加をどう支えるか」

～地域・学校・市民団体などで実践的な課題を探る～

講師: 喜多明人さん

(早稲田大学教授・CRCネット代表)

問合せ・申し込み先 子どもの権利条約ネットワーク

運営委員会だより

20世紀最後の「子どもの権利条約フォーラム2000」(以下、フォーラム)を無事終えることができました。今年は群馬県高崎市での開催で、現地実行委員会の立ち上げが今年の1月、と取り組みが早かったこともあり、内容も充実していました。様々な形で参加・協力していただいた方々に、この場を借りてお礼申し上げます。

子どもの権利条約ネットワークの呼びかけで1993年から始まったフォーラムも、今回で8回目となりました。回を重ねるごとに内容が充実し、フォーラムはかつての予想を超えて全国的な発展の可能性が出てきていると思われます。フォーラムが今後も継続、発展するためには、フォーラム全国事務局を担当してきた子どもの権利条約ネットワークがこれまでの蓄積を活かすためにその基盤を強化し、事務運営の面でも上手な積み重ねができる方法を確認していくことが必要です。フォーラムに対する皆様の想いやご意見を、ぜひともお寄せください。

さて、21世紀にいよいよ近づいてきました。閉塞した日本社会において、「21世紀」に明るい期待を抱きたいものです。そうした

中、子どもの権利条約ネットワークは、21世紀の1年目である来年の11月に、設立10周年を迎えます。前回のこの欄にも書きましたように、10周年を記念したイベントの企画をただいま募集中です。1月の運営委員会以後、運営委員会では今年度の活動を振り返り、来年度の活動方針の検討を始める予定です。子どもの権利条約ネットワークの21世紀について、そして10周年記念企画について、皆様からのご提案をお待ちしています。

■ボランティアスタッフ募集!!

子どもの権利条約ネットワークでは、活動を支えてくださるボランティアスタッフを募集しています。ニュースレターを読むだけではなく、子どもの権利保障をすすめていくために、学習講座の企画や実施の手伝い、記録集の作成、子どもの権利に関するデータ入力など、できることから活動をはじめていきませんか? 関心のある方、連絡をお待ちしています。

子どもの権利条約 のこれから

—国連・子どもの権利委員会
(CRC) の勧告を活かす

●子どもの人権連・反差別国際運動
日本委員会編

本体価格1714円+税

学校でとりくむ 子どもの権利条約

—国連・子どもの権利勧告を活かす

●子どもの人権連・学習研究委員会編

本体価格762円+税

エイデル研究所

東京都千代田区九段北
4-1-11 麻ビル 5F
TEL 03-3234-4641

日本評論社

いま日本では、子どもの権利条約はどのように活用されているのか。各条文の意義や現状が各分野で活躍する第一人者の解説によって明らかになる。好評だった旧版を再編集し、21世紀へ向けて条約実現への指針を提供するグレイド・アップ版。



子どもの権利条約
未来をつくる
子どもの権利

豊島区南大塚 3-12-4 電話03-3987-8621 [価格別]

新解説 子どもの権利条約

永井憲一・寺脇隆夫・喜多明人／編

四六判 1800円

「子どもの権利条約」No.53

2000年12月15日発行

★発行 (隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒105-0022 東京都港区海岸1-6-1-831

TEL 03-3433-7990

FAX 03-3433-7369

(事務所受付時間/月・金13:00~18:00)

ホームページ

<http://www.ne.jp/asahi/crc/network/>

★発行人 喜多明人

★編集人 内田塔子

★年会費 4000円 学生2000円

18歳未満1000円

定期購読4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント